

令和8年度診療報酬改定

21. 歯科固有の技術の評価の見直し

令和8年度診療報酬改定

21-1 医療技術評価分科会等における検討結果 を踏まえた評価や運用の見直し

模型調製における光学印象及びデジタル模型

模型調製における3次元デジタル加算

- 模型調製において、**デジタル印象採得装置を用いた場合の評価を新設**する。

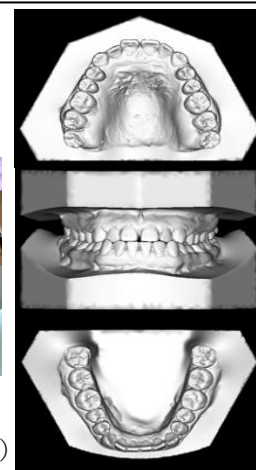
(新) 3次元デジタル加算 150点

[算定要件]

- ・デジタル印象採得装置を用いて3次元デジタル模型の製作又は調整を行った場合に所定点数に加算する。
- ・デジタル印象採得装置により取得したデータの取扱いについては、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。



(医療技術評価分科会資料)



歯の移動の管理についての見直し

- 歯科矯正管理料に係る**歯の移動の管理において写真を追加**する。

現行

【歯科矯正管理料】

[算定要件] (抜粋)

注1 歯科矯正診断料又は顎口腔機能診断料に規定する治療計画書に基づき、計画的な歯科矯正管理を継続して行った場合であって、当該保険医療機関において動的治療が開始された患者に対し、療養上必要な指導を行うとともに経過模型による歯の移動等の管理を行った上で、具体的な指導管理の内容について文書により提供したときに、初診料を算定した日の属する月の翌月以降月1回に限り算定する。



改定後

【歯科矯正管理料】

[算定要件] (抜粋)

注1 歯科矯正診断料又は顎口腔機能診断料に規定する治療計画書に基づき、計画的な歯科矯正管理を継続して行った場合であって、当該保険医療機関において動的治療が開始された患者に対し、療養上必要な指導を行うとともに**模型又は写真**による歯の移動等の管理を行った上で、具体的な指導管理の内容について文書により提供したときに、初診料を算定した日の属する月の翌月以降月1回に限り算定する。

情報通信機器を用いた歯科診療の見直し

歯科遠隔連携診療料の適応拡大

- 歯科遠隔連携診療料の適応として、**顎変形症の術後経過観察を追加**する。

現行

【歯科遠隔連携診療料】

[対象患者]

- ・口腔領域の悪性新生物の術後の患者
 - ・難治性の口腔軟組織の疾患
 - ・薬剤関連顎骨壊死の経過観察中等の患者
- (新設)



改定後

【歯科遠隔連携診療料】

[対象患者]

- ・口腔領域の悪性新生物の術後の患者
- ・難治性の口腔軟組織の疾患
- ・薬剤関連顎骨壊死の経過観察中等の患者
- ・**顎変形症に伴う顎離断等の術後の患者**

災害発生時の情報通信機器を用いた歯科診療

- 情報通信機器を用いた歯科診療に**災害発生時の取扱いを追加**する。

現行

【初診料】

[対象]

- ・新型インフルエンザ等感染症の発生時
 - ・指定感染症の発生時
 - ・新感染症の発生時
- (新設)



改定後

【初診料】

[対象]

- ・新型インフルエンザ等感染症の発生時
- ・指定感染症の発生時
- ・新感染症の発生時
- ・**災害が発生した地域にて、別に診療報酬上の措置が講じられた場合**

歯科医療の推進に資する技術の見直し①

超音波切削機器加算の対象の見直し

- 上顎骨悪性腫瘍手術及び下顎骨悪性腫瘍手術において、**超音波骨切削機器を用いて骨切削を行った場合、超音波切削機器加算として新たに評価**する。

現行

【超音波切削機器加算】

[対象手術]

- ・上顎骨形成術
- ・下顎骨形成術
- ・下顎骨延長術

(新設)

(新設)



改定後

【超音波切削機器加算】

[対象手術]

- ・上顎骨形成術
- ・下顎骨形成術
- ・下顎骨延長術
- ・**上顎骨悪性腫瘍手術**
- ・**下顎骨悪性腫瘍手術**

Ni-Tiロータリーファイル加算の要件の見直し

- Ni-Tiロータリーファイルを用いた根管治療における**歯科用3次元エックス線断層撮影の要件を撤廃**する。

現行

【加圧根管充填処置（1歯につき）】

[算定要件]

3根管以上については、歯科用3次元エックス線断層撮影装置を用いて根管治療を行った場合であって、Ni-Tiロータリーファイルを用いて根管治療を行った場合に、Ni-Tiロータリーファイル加算として、150点を所定点数に加算する。なお、第4部に掲げる歯科用3次元エックス線断層撮影の費用は別に算定できる。



改定後

【加圧根管充填処置（1歯につき）】

[算定要件]

3根管以上については、Ni-Tiロータリーファイルを用いて根管治療を行った場合に、Ni-Tiロータリーファイル加算として、150点を所定点数に加算する。

歯科医療の推進に資する技術の見直し②

口腔粘膜湿度検査の新設

- 口腔粘膜湿度検査を実施した場合の評価を新設する。

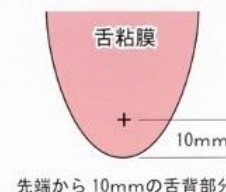
(新) 口腔粘膜湿潤度検査 (1回につき) 130点

[算定要件]

- 口腔粘膜湿潤度検査とは、口腔粘膜の乾燥状態を数値化する**体成分分析装置を用いて、舌背部の口腔粘膜湿潤度を測定する検査**をいう。
- 加齢等により**口腔機能の低下を来している患者に対して**、口腔粘膜湿潤度検査を行った場合は、**3月に1回に限り算定**する。
- 放射線治療又は化学療法を原因とした口腔乾燥を来している患者に対して口腔粘膜湿潤度検査を行った場合は、3月に1回に限り算定する。

② 口腔乾燥の評価法

②-1 口腔水分計による計測

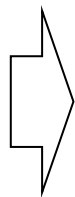


「口腔機能低下症 保険診療における検査と診断」 (日本老年歯科医学会)

現行

【口腔機能管理料】
口腔機能管理料 60点

[対象患者]
学会の診断基準により口腔機能低下症と診断されている患者のうち、咀嚼能力検査、咬合圧検査、舌圧検査又は口腔細菌定量検査のいずれかを算定した患者に限る。



改定後

【口腔機能管理料】
1 **口腔機能管理料 1** 90点
2 **口腔機能管理料 2** 50点

[対象患者]
学会の診断基準により口腔機能低下症と診断されている患者のうち、**1については**、咀嚼能力検査、咬合圧検査、**口腔粘膜湿潤度検査**、舌圧検査又は口腔細菌定量検査のいずれかを算定した患者。**2については、1に該当しない患者**

歯科麻酔管理料

歯科麻酔管理料の見直し

- ▶ **静脈内鎮静法等**を実施する際の**麻酔管理に係る評価を新設**するとともに、**非常勤の歯科医師の配置**により**施設基準を満たす**こととする。

現行

【歯科麻酔管理料】 750点

(新設)

(新設)

[算定要件]

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の麻酔に従事する歯科医師（地方厚生局長等に届け出た者に限る。）が行った場合に算定する。

(新設)

改定後

【歯科麻酔管理料】

1 歯科麻酔管理料 1 750点

2 歯科麻酔管理料 2 600点

[算定要件]

注1 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の麻酔に従事する歯科医師（地方厚生局長等に届け出た者に限る。）が、**医科点数表の区分番号L008に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔**を行った場合に算定する。

2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の麻酔に従事する歯科医師（地方厚生局長等に届け出た者に限る。）が、**K002に掲げる吸入鎮静法、K003に掲げる静脈内鎮静法、K005に掲げる歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅰ）又はK006に掲げる歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔（Ⅱ）**を行った場合に算定する。

※施設基準に以下を追加（抜粋）

- ・非常勤の麻酔に従事する歯科医師が複数名配置されている場合においても、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

歯科麻酔に関する評価の新設

歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔の新設

▶ 歯科診療時に実施する、**吸入麻酔や静脈麻酔に係る評価を新設**する。

(新) 歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔 (I)

1 10分未満のもの	120点
2 10分以上20分未満のもの	310点

(新) 歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔 (II)

1 麻酔に従事する歯科医師が専従で実施する場合	2,600点
2 麻酔に従事する歯科医師の指導下で麻酔を専従で実施する場合	1,700点
3 麻酔を専従で実施する場合	900点
4 1から3まで以外の場合	600点



[算定要件]

歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔 (II)

- 注1 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の麻酔に従事する歯科医師 (**歯科麻酔に係る専門の知識及び2年以上の経験**を有し、当該療養に習熟した医師又は歯科医師の指導の下に、主要な麻酔手技を自ら実施する者として**全身麻酔を200症例以上及び静脈内鎮静法又は歯科静脈麻酔を100症例以上経験している麻酔に従事する歯科医師**に限る。以下「**歯科麻酔科医**」という。)が行った場合に算定する。
- 2 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、**歯科麻酔科医の指導の下に麻酔を担当**するもの(以下この区分において単に「担当歯科医師」という。)が行った場合に算定する。

[施設基準]

歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔 (II)

- 麻酔に従事する歯科医師が専従で実施する場合**及び**麻酔に従事する歯科医師の指導下で麻酔を専従で実施する場合**の施設基準 **歯科麻酔管理料**の施設基準を届け出ていること。
- 1以外の場合**の施設基準
 - 当該療養に習熟した医師又は歯科医師の指導の下に、主要な麻酔手技を自ら実施する者として**全身麻酔を50症例以上経験した常勤歯科医師が1名以上配置**されていること。
 - 無床歯科診療所**である保険医療機関においては、**病院との連携**により、緊急時の連携体制を確保し、受入医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出ていること。
 - 病院**である保険医療機関においては、**関係する診療科との連携**の上で、緊急時の対応についての連携体制を確保すること。

歯科口腔リハビリテーション料2

歯科口腔リハビリテーション料2の見直し

- ▶ 顎関節症に対する、口腔内装置を用いない指導又は訓練を新たに評価する。

現行

【歯科口腔リハビリテーション料2】

歯科口腔リハビリテーション料2（1口腔につき） 54点
 （新設）
 （新設）

[算定要件]

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、顎関節治療用装置を装着している患者に対して、月1回に限り算定する。

(3) 実施内容等の要点を診療録に記載する。

改定後

【歯科口腔リハビリテーション料2】

歯科口腔リハビリテーション料2（1口腔につき）
1 口腔内装置を装着している場合 54点
2 1以外の場合 70点

[算定要件]

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、顎関節症を有する患者に対して、療養上必要な指導又は訓練を行った場合に、月1回に限り算定する。

(3) 指導又は訓練の実施時刻（開始時刻及び終了時刻）及び実施内容等の要点を診療録に記載する。



顎関節症に対する指導・訓練（自己開口訓練に係る指導等）

ブリッジ関連

チタンブリッジの新設

- 金銀パラジウム合金の価格状況や、医療技術評価分科会等における検討結果を踏まえて、**チタンブリッジを新たに保険適用**する。

(新) チタンブリッジ (1装置につき) 2,800点

[算定要件]

- 注1 純チタンを用いてブリッジを製作し、装着した場合に限り算定する。
 - 2 硬質レジンによる前装を行った場合は、レジン前装加算として、1歯につき600点を所定点数に加算する。
- (1) チタンブリッジとは、純チタン2種を用いて**全部鋳造方式**で製作する、1歯中間欠損部に対するポンティックを含む、**3歯ブリッジ**をいう。
- (2) 「注2」に規定するレジン前装加算は、純チタン2種を用いて全部鋳造方式で製作された、歯冠修復物やポンティックの唇面又は頬面を硬質レジンで前装した場合に、前歯又は小臼歯に限り算定する。大臼歯を前装する場合は、咬合面を金属で製作し頬面を硬質レジンで前装したポンティックに限り算定する。



<チタンブリッジ> (実際は3歯ブリッジが保険適用)



<鋳造機>

高強度硬質レジnbrリッジの評価の引き上げ

- 歯科技工料調査の結果等を踏まえて、高強度硬質レジnbrリッジと装着時に算定される内面処理加算の評価を引き上げる。

現行	
高強度硬質レジnbrリッジ (1装置につき)	2,800点
【装着】	
内面処理加算 1 (高強度硬質レジnbrリッジ)	90点



改定後	
高強度硬質レジnbrリッジ (1装置につき)	3,000点
【装着】	
内面処理加算 1 (高強度硬質レジnbrリッジ)	110点



有床義歯関連

床補強のための接着芯

- 有床義歯製作時における、[歯科用金属芯による補強した場合の評価を新設する](#)。

(新) 有床義歯補強加算 150点

【算定要件】

有床義歯に歯科用金属芯を埋入した場合は、有床義歯補強加算として150点を所定点数に加算する。ただし、保険医療材料料は所定点数に含まれる。

「注」に掲げる有床義歯補強加算は、有床義歯（「1のハ 9歯から11歯まで」、「1のニ 12歯から14歯まで」又は「2 総義歯」に限る。）の製作に際して、義歯の破損防止のために、歯科技工士が、アルミナ・サンドブラスト処理及び金属接着性プライマー処理等を行った、幅2.0mm以上、厚さ1.0mm以上の歯科用金属芯を有床義歯に埋入した場合に算定する。

有床義歯補強加算の算定に当たっては、主治の歯科医師は、金属芯の埋入を行った保険医療機関内に配置されている歯科技工士の氏名又は歯科技工所の名称を診療録に記載すること。



<アルミナ・サンドブラスト処理>



<金属接着性プライマー処理>



<歯科用金属芯を埋入した有床義歯>

口蓋補綴及び顎補綴の咬合採得

- 総義歯に準じて算定することとしていた[口蓋補綴及び顎補綴の咬合採得について、算定項目として位置づけを明確化](#)する。

現行

【咬合採得】

2 欠損補綴（1装置につき）

□ 有床義歯

（3） 総義歯

283点

口蓋補綴及び顎補綴の咬合採得は、本区分の「2の口の(3) 総義歯」の所定点数により算定する。

改定後

【咬合採得】

2 欠損補綴（1装置につき）

ハ 口蓋補綴、顎補綴

（1）咬合採得が困難なもの

260点

（2）咬合採得が著しく困難なもの

360点